

美濃加茂市と学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学及び

学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学短期大学部との

包括的連携に関する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学（以下「乙」という。）及び学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学短期大学部（以下「丙」という。）は、更なる相互の発展のため、緊密な連携・協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙及び丙が多様な分野で包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、活力ある地域社会の形成・発展や未来を担う人材育成など地域社会に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙及び丙は、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- （1）人材育成に関すること。
- （2）市民生活の充実に関すること。
- （3）福祉及び教育に関すること。
- （4）生涯学習の振興に関すること。
- （5）大学教育の充実に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関すること。

（連絡調整窓口）

第3条 甲と乙及び丙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡調整窓口を設置し、適宜協議するものとする。

（協議事項）

第4条 甲と乙及び丙は、本協定に基づく連携・協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第5条 甲と乙及び丙は、本協定に基づく連携・協りに当たり、知り得た情報について、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲と乙及び丙が期間を延長する必要があると認めた場合は、同一条件をもって1年間これを延長することができるものとし、その後も同様とする。

（学校法人聖徳学園 岐阜聖徳学園大学短期大学部の除外）

第7条 令和7年度末で廃止が予定されている丙については、その廃止により本協定から除外するものとし、除外時に甲乙で丙の除外に伴う変更点について覚書を交わすものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和5年11月29日

甲 美濃加茂市
代表者 美濃加茂市長

乙 学校法人 聖徳学園
岐阜聖徳学園大学
代表者 学長

藤井浩人

観山正見

丙 学校法人 聖徳学園
岐阜聖徳学園大学短期大学部
代表者 学長

観山正見